

2025年5月30日

あしぎん財産管理信託「信頼のたすき」の取り扱い開始について ～高齢化への取り組み～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、本日より、あしぎん財産管理信託「信頼のたすき」の取り扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本商品は、お客さまが抱える認知能力や判断能力の低下リスクなどに対応し、ご家族と銀行が一体となってお客さまの財産管理をサポートする仕組みの信託商品です。

当行は、今後も多様化するニーズにお応えできるよう、資産承継に関するサービスの拡充をはかるとともに、より付加価値の高いサービス提供に努めてまいります。

記

1. 背景・目的

高齢化社会が進展する中、将来の認知症発症リスクや高齢者を狙う特殊詐欺への備えとして、財産管理へのニーズが高まっています。

本商品により、「認知症発症時等に備え、金銭の払戻し手段を確保したい」「詐欺などへの対策として、家族と一緒に金銭の管理をしたい」といったお客さまのニーズにお応えするとともに、ご本人のみならずそのご家族が抱える不安やお悩みの払拭に取り組んでまいります。

2. 特徴

財産管理に関する3つの機能を備えており、契約者の認知能力や判断能力の程度に応じた財産管理が可能です。

機能	内容
ねんきん受取機能	日々の生活費を定期的に受け取る（定時定額払い）
防犯あんしん機能	特殊詐欺被害等に備え、「ねんきん受取」以外の払戻しに同意者を予め指定する
まかせる支払機能	認知症等の健康不安に備え、払戻し手続きの代理人を予め指定する

※商品の詳細やご留意事項については別添のパンフレットにてご確認ください。

3. 取り扱い開始日

2025年5月30日（金）

以上



財産管理信託

「信頼のたすき」

人生 100年 長生き時代 だからこそ

こんなお悩みは ございませんか？

認知症になったら
お金の管理
どうなるの？



将来、詐欺や
悪徳商法に
あわないか
心配だな



親が詐欺などに
あわないように
見守りたい



親が認知症になっても
本人のお金を代わりに
引き出せたら便利だな



認知症になったら、
入院や介護の費用などの
支払いはできるの？



親が認知症になったら
入院や介護の費用などは
誰が支払うの？



親世代 ??



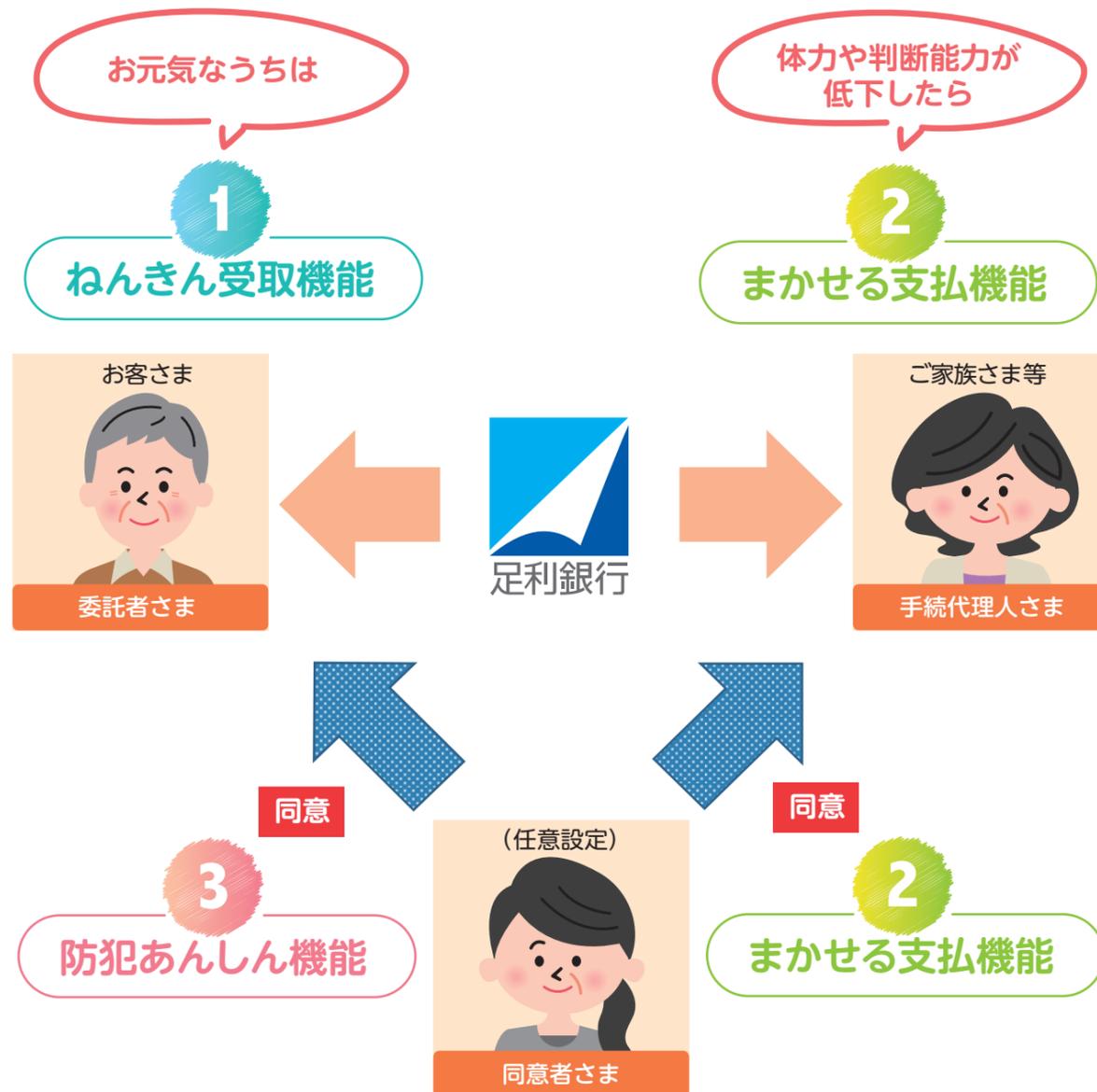
子供世代 ??



あしぎん財産管理信託

「信頼のたすき」 なら、解決できるかもしれません！

お客さまからお預かりしたご資金の管理を、「信頼」できる方に「たすき」をつなぐように引き継ぐことができるサービスです。



1
ねんきん受取機能

支払いのサイクルや金額等をご指定いただき、年金のように定期的にご資金を受け取れます。お元気なうちは、必要な時にまとめて払戻しを行うことも可能です。

1月 2月 3月 4月 5月

受取金 年金 受取金 年金 受取金

2
まかせる支払機能

認知症等でお金の払戻しが難しくなってしまったら、あらかじめ指定した手続代理人(ご家族等)が代わりに払戻しいただけます。

あしぎん銀行 払戻し 手続代理人さま

税金

3
防犯あんしん機能

詐欺被害や悪徳商法にあわないように、あらかじめ指定した同意者の同意がなければ払戻しできないよう設定いただけます。

STOP

信託期間	期間の定めなし (委託者が死亡した場合のほか、約款で定める信託の終了事由に該当した場合終了する。)	
信託金額	<ul style="list-style-type: none"> 新規申込時…300万円以上1万円単位 追加信託時…100万円以上1万円単位 	
信託報酬	設定時報酬 (税込み)	申込金額の1.1% (上限金額 1,100,000円)
	管理報酬※1 (税込み)	1,100円/月
	財産交付時報酬※2 (税込み)	1,100円/回
手続代理人	当行とお取引のある4親等内の親族から2名まで指定可能※3	
同意者	当行とお取引のある4親等内の親族から最大3名まで指定可能	

※1 4月から翌年3月までの月額報酬を、信託財産から一括してお支払いいただきます。
 ※2 手続代理人からの請求による払戻しの都度、信託財産からお支払いいただきます。
 ※3 弁護士・司法書士・税理士からのご指定も可能です。

ご契約



お客さま (委託者さま)

←…信託契約…→
(手続代理人さま等の指定)

←…金銭の信託…→



ご準備いただくもの

- 信託いただく資金
- お客さま (委託者さま) の本人確認資料
- お客さま (委託者さま) の当行お届け印

お支払い (まかせる支払機能の場合)



手続代理人さま

…請求書等のご提出…→

←…金銭の払戻し…



ご準備いただくもの

- 請求書、領収書等
- 手続代理人さまの本人確認資料
- 手続代理人さまの当行お届け印

※ 他のお支払い方法につきましてはP9～商品概要説明書をご覧ください。

お申込時

Q1 財産管理信託とは何ですか？

A1 財産管理信託とは、お客さま（委託者さま）から当行（受託者）に信託された財産について、管理を任せる仕組みです。

Q2 成年後見制度と何が違いますか？

A2 認知症等の理由で判断能力が不十分な方を保護し、「財産の管理」「協議」「契約」の支援を行うのが成年後見制度です。本サービスでは、「財産の管理」についてのみ支援を行います。

Q3 どのような財産を信託できますか？

A3 対象の財産は金銭のみです。

Q4 申込みは誰でもできますか？

A4 お申込みができるのは、日本国内に住所を有し、お申込時に18歳以上で行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方です。なお、お申込みは、お一人さま1契約となります。

Q5 手続代理人は誰でも指定できますか？

A5 手続代理人さまは当行とお取引のある4親等内の親族または弁護士・司法書士・税理士からご指定ください。

Q6 手続代理人や同意者も商品について説明を聞く必要がありますか？

A6 手続代理人さま及び同意者さまにも商品についてご説明させていただきます。

Q7 通帳、証書は発行されますか？

A7 通帳、証書は発行されません。ご契約後に「ご契約の明細」をお送りしますので、大切に保管してください。

Q8 申込時の留意事項はありますか？

A8 お申込金額は300万円以上、1万円単位です。また信託契約時に、信託財産の1.1%(上限110万円(税込み))を設定時報酬としていただきます。また管理報酬(月額1,100円(税込み))、財産交付時報酬(手続代理人さまからの依頼による支払いの都度1,100円(税込み)(ご利用された場合のみ))をいただきます。

契約期間中

Q9 追加信託はできますか？

A9 可能です。なお、追加信託についても、信託金額の1.1%(税込み)の設定時報酬が必要です。

Q10 元本保証ですか？

A10 元本保証です。また預金保険制度の対象(収益金は除く)となりますのでご安心ください。

Q11 中途解約(全部解約)はできますか？

A11 中途解約は可能です。ただし、お客さま(委託者さま)からの申し出によるもののみとなります。ただし手続代理人さまが就任した場合、お客さま(委託者さま)による解約は一切できません。

Q12 手続代理人が業務開始後、委託者より先に死亡した場合どうなりますか？

A12 承継手続代理人さまの指定がある場合は、承継手続代理人さまが引き継ぎます。指定が無い場合は、成年後見制度のご利用等をご検討ください。

相続発生時

Q13 相続発生時に残っている信託財産はどうなりますか？

A13 お客さま(委託者兼受益者)の普通預金口座へお戻しします。

Q14 相続手続きは誰が行いますか？

A14 ご相続人さまにて相続手続きを行っていただきます。

Q15 相続人が受取る資金は、相続税の対象になりますか？

A15 相続税の課税対象になります。なお、税務上のお取扱いの詳細については、税理士や所轄税務署にご確認ください。

1	商品名	あしぎん財産管理信託『信頼のたすき』
2	対象者	個人のお客さま（非居住者を除く） なお、お客さま（委託者兼受益者）（以下、「委託者」といいます）お一人につき、1契約とします。
3	信託の目的	委託者があらかじめ手続代理人を選任することで、以下（1）または（2）の場合に、手続代理人のご請求により、当行（受託者）が委託者の必要なご資金を信託財産からお支払いし、委託者の財産を安心して管理いただくことを目的とします。 （1）ご自身の判断能力等に疑義を覚え、信託財産からの支払い指図権限を当行（受託者）への届け出をもって手続代理人に依頼された場合 （2）委託者が認知症等により意思能力を喪失された場合や公的介護保険制度による介護認定を受けた場合
4	信託の仕組み	（1）委託者から当行（受託者）に信託された信託財産について、利殖目的の他に、委託者にご指定いただく方法により金銭をお支払いすることをお選びいただく商品（特約付合同運用指定金銭信託）です。 （2）委託者にご指定いただく事項に従って、以下の方法でお支払いします。それぞれの具体的なお支払い方法は、後記「信託金の支払い」をご参照ください。 ① 委託者のご請求によるお支払い（一時払い） 委託者のご請求に従い、信託財産から金銭をお支払いします。 ② ねんきん受取機能によるお支払い ・ ご指定月 15 日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。 ・ 「支払開始月・サイクル」、「1 回あたりのお支払い金額」、「当行（受託者）の普通預金口座」のご指定が必要です。 ③ 防犯あんしん機能によるお支払い ・ 同意者（※ 1）の同意を得て、委託者のご請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。 ・ 「同意者」のご指定が必要です。 ④ まかせる支払機能によるお支払い 【年金型によるお支払い】 ・ ご指定月 15 日に、ご指定の金額を信託財産からお支払いします。 ・ あらかじめ、「手続代理人（※ 2）」、「1 回あたりのお支払い金額」、「当行（受託者）の普通預金口座」のご指定と、「手続代理人の業務開始」が必要です。 【目的内随時型（同意者なし）によるお支払い】 ・ 手続代理人のご請求に従い、信託財産から金銭（ただし、委託者の医療・介護・住居に関する費用、税金、社会保険料のみ）をお支払いします。 ・ あらかじめ、「手続代理人」のご指定が必要です。 【目的内随時型（同意者あり）によるお支払い】 ・ 同意者（※ 1）の同意を得て、手続代理人のご請求に従い、信託財産から金銭（ただし委託者の医療・介護・住居に関する費用、税金、社会保険料のみ）をお支払いします。 ・ あらかじめ、「手続代理人」、「同意者」のご指定が必要です。 ⑤ 任意後見制度を利用した場合（任意後見人に対するお支払い） ・ 委託者が別途選任した任意後見人が、任意後見監督人の選任後、当行（受託者）所定の手続きを行っていただいた場合に限り、任意後見人は、委託者に代わり上記①一時払い、

5	信託期間	② ねんきん受取機能、③防犯あんしん機能をご利用いただけます。 ・ なお、任意後見人の指定は委託者が締結する任意後見契約に従うため、あらかじめ当行（受託者）に指定をいただく必要はございません。 （※1）同意者 委託者の「当行（受託者）とお取引のある 4 親等内の親族」の中から、最大三人までご指定ください。なお、同意者が手続代理人として業務を開始する場合には、同意者の地位を失います。 （※2）手続代理人 委託者「当行（受託者）とお取引のある、4 親等内の親族または弁護士・司法書士・税理士」の中から、手続代理人、承継手続代理人としてお二人までご指定いただけます。手続代理人の指定が終了された場合、承継手続代理人が手続代理人の地位を承継します。手続代理人の業務が終了しない限り、承継手続代理人は業務を行うことができません。
6	運用の基本方針	この信託は信託契約日に開始し、委託者が死亡した場合、または、あしぎん財産管理信託『信頼のたすき』約款（以下、「約款」といいます）に定める事由が発生した場合に終了します。 信託された資金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用します。
7	入金方法	（1）信託設定方法 ご提出いただく「あしぎん財産管理信託『信頼のたすき』申込書兼機能届」により指定された信託契約日に、信託を設定します。 （2）入金金額・単位 信託金は、300 万円以上 1 万円単位です。 （3）追加信託 追加信託は、100 万円以上 1 万円単位です。なお追加信託は、委託者または業務開始後の手続代理人にさせていただくことが可能です。
8	予定配当率	（1）金融情勢等を参考に、当行（受託者）が決定します。 （2）予定配当率は随時見直し、当行（受託者）が定める方法により表示します。
9	元本補てん利益補足	（1）本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、信託終了時に当行（受託者）が完全に元本を補てんします。ただし、当行（受託者）に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には、元本補てんを履行できない場合があります。 （2）本信託に、利益補足契約は付加されていません。また、予定配当率も保証するものではありません。
10	預金保険制度の適用	本信託は預金保険制度の対象となります。

11	<p>運用等の報告</p> <p>(1) 当行(受託者)は、分配する収益金の額について、年2回書面にて報告します。</p> <p>(2) 当行(受託者)は、信託契約終了時に、最終計算を記載した書面をお支払いします。</p> <p>(3) 信託財産の状況、信託財産と当行(受託者)、本信託の信託業務の委託先、当行(受託者)の利害関係人またはほかの信託財産との取引の状況については、当行(受託者)担当者までお問い合わせください。</p>
	<p>元本のお支払い</p> <p>(1) 委託者のご請求によるお支払い(一時払い) 委託者のご請求に従い、当行(受託者)が「支払請求書」を受領した営業日を起算日として、3～5営業日後に信託財産から指定預金口座へ金銭をお支払いします。</p> <p>(2) ねんきん受取機能によるお支払い 委託者から、「支払開始月・サイクル」、「1回あたりのお支払い金額」、「当行(受託者)の普通預金口座」をご指定いただくと、以下のとおり金銭をお支払いします。</p> <p>【支払開始月・サイクル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払開始月をご指定いただけます(ご指定されない場合には、信託契約日の属する月の翌月より開始します)。なお、信託契約日から初回お支払い日まで5営業日に満たない場合には、翌月以降の支払い月をご指定いただけます。 サイクルは、1・2・6・12ヵ月毎からご選択いただき、該当月の15日(銀行休業日の場合には前営業日)となります。 <p>【1回あたりのお支払い金額】 委託者よりご指定いただく金額(1万円以上1万円単位)</p> <p>【受取方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> あらかじめご指定いただく委託者名義の当行(受託者)の普通預金口座への入金により、お受け取りいただきます。 1回あたりのお支払い金額は、委託者からのお申し出により、上記【1回あたりのお支払い金額】の範囲内で変更することができます。
12	<p>支払方法</p> <p>(3) 防犯あんしん機能によるお支払い 委託者から、同意者のご指定をいただくと、都度、同意者の同意を条件に、委託者の請求に従い信託財産から金銭をお支払いします。</p> <p>(4) まかせる支払機能によるお支払い</p> <p>① 年金型によるお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託者から、「支払いサイクル」、「1回あたりのお支払い金額」と「当行(受託者)の普通預金口座」をご指定いただき、あらかじめご指定いただいた手続代理人が、当行(受託者)所定の手続きにより自ら手続代理人の業務を開始すると、以下のとおり金銭をお支払いします。 <p>【支払いサイクル】 サイクルは、1・2・6・12ヵ月毎からご選択いただき、該当月の15日(銀行休業日の場合には前営業日)となります。</p> <p>【1回あたりのお支払い金額】 委託者よりご指定いただく金額(1万円以上1万円単位、上限は30万円)</p> <p>【受取方法】 あらかじめ指定していただいた、委託者または手続代理人名義の当行(受託者)の普通預金口座への入金により、お受け取りいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取開始は、委託者が指定する手続代理人が、当行(受託者)所定の手続きにより業務開始した日の翌月の15日になります。 1回あたりのお支払い金額は、委託者からのお申し出により、手続代理人業務開始前に限り、上記【1回あたりのお支払い金額】の範囲内で変更することができます。(手続代理人による変更はできません。) <p>② 目的内随時型(同意者なし)によるお支払い 委託者から、あらかじめご指定いただいた手続代理人が、当行(受託者)所定の手続きのうえ自ら</p>

	<p>手続代理人の業務を開始すると、手続代理人のご請求により、当行(受託者)が「支払請求書」を受領した営業日を起算日として、3～5営業日後に信託財産から指定預金口座へ金銭をお支払いします。</p> <p>③ 目的内随時型(同意者あり)によるお支払い 委託者から、あらかじめご指定いただいた手続代理人と同意者が、当行(受託者)所定の手続きにより手続代理人と同意者の業務を開始すると、都度、同意者の同意を条件に、手続代理人のご請求に従い、当行(受託者)が「支払請求書」を受領した営業日を起算日として、3～5営業日後に信託財産から指定預金口座へ金銭をお支払いします。</p> <p>(5) 任意後見制度を利用の場合(任意後見人に対するお支払い) 当行(受託者)所定の手続きにより任意後見人である旨の届出をいただき、任意後見人が、委託者に代わり上記(1)一時払い、(2)ねんきん受取機能、(3)防犯あんしん機能をご利用いただくことで、当行(受託者)は金銭をお支払いします。</p>
13	<p>収益金の支払い・課税について</p> <p>(1) 信託の収益金については、本信託の「計算期日」の翌日以降(ただし、当該計算期日が本信託の約款に定める「信託分割基準日」である場合には当日)に金銭でお支払いします。なお最終支払い以外の場合は、当該収益金を信託金の元本に組み入れます。</p> <p>(2) 信託の収益金については、20%の源泉分離課税(所得税15%、住民税5%)となります。なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、2.1%の復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(所得税15.315%、住民税5%)となります。</p>
14	<p>信託報酬</p> <p>(1) 設定時信託報酬 信託契約時に、信託財産額の1.1%(ただし、上限1,100,000円、税込み)をいただきます。</p> <p>(2) 追加信託報酬 追加信託契約時に、信託財産額の1.1%(ただし、上限1,100,000円、税込み)をいただきます。</p> <p>(3) 管理信託報酬</p> <p>① 月額管理信託報酬(月額1,100円、税込み) 毎年3月31日にご契約がある場合、翌月4月20日(20日が銀行休業日の場合には翌営業日)に、4月から翌年3月までの月額報酬を、信託財産から一括してお支払いいただきます。なお、信託契約の成立日が属する月の翌月から、最初に到来する3月までの報酬については、月割で計算した月額報酬を一括してお支払いいただきます。</p> <p>② 信託財産交付管理信託報酬 手続代理人からの依頼による支払いの都度、1回につき1,100円(税込み)を、信託財産の中からいただきます。</p> <p>(4) 運用報酬</p> <p>① 毎年3月および9月の各末日に、運用収益の中からいただきます。</p> <p>② 信託報酬額は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。</p> <p>(5) 振込手数料 無料</p>
15	<p>信託財産に関する租税等</p> <p>信託財産に関する租税、その他の信託事務の処理等に関して必要な費用は、都度、信託財産から支払います。</p>
16	<p>信託財産の計算期間</p> <p>(1) 本信託は、毎年3月および9月の各末日を「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該「計算期日」までの期間を計算期間とします。</p> <p>(2) なお、最初の計算期間は、信託設定日から最初の「計算期日」までの期間とします。</p>

17	信託終了事由	<p>(1) 委託者が死亡した場合。(委託者の死亡による信託終了の場合、信託終了から委託者の指定預金口座へ金銭をお支払いするまでの間付利されます。)</p> <p>(2) 委託者が信託報酬を支払わない場合、または信託財産が信託報酬の支払に不足する場合。</p> <p>(3) 委託者の成年後見人または任意後見人が、当行(受託者)所定の書式で本信託の終了を申し出た場合。</p> <p>(4) 上記(1)から(3)のほか、本信託の約款において終了事由と定める事由が生じた場合。</p>
18	中途解約(全部解約)の取扱	<p>(1) やむを得ない事情により、信託金全部の解約申し出があった場合には、中途解約に応じ、委託者に信託金をお支払いすることがあります。その場合、当行(受託者)所定の書類のご提出を求められることがあります。</p> <p>(2) 手続代理人は中途解約はできません。</p> <p>(3) 手続代理人から委託者の認知症診断書等が提出された場合、委託者による解約は一切できません。</p> <p>(4) 解約手数料はありません。</p>
19	信託業務の委託	<p>(1) 当行(受託者)は、必要と認めた場合、信託業務の全部または一部を第三者に委託することができます。</p> <p>(2) 委託者・受益者保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に該当する場合、信託業務の全部または一部を当行(受託者)の利害関係人に委託することができます。</p>
20	当行(受託者)等との取引	<p>当行(受託者)は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障が生ずることがないものとして法令に定める場合に、当行(受託者)の銀行勘定、当行(受託者)を受託者とする他の信託の信託財産、当行(受託者)の利害関係人または委託先もしくはその利害関係人との間で預金取引等を行うことができます。</p>
21	その他参考となる事項	<p>(1) 本信託の商品内容詳細は約款に記載されていますので、ご確認ください。</p> <p>(2) 本信託では、マル優のお取扱いはできません。</p> <p>(3) 本信託では、通帳、証書等は発行しません。 お取引内容については信託金の入出金時に送付する「入出金明細表」、年2回(4月・10月)に送付する「ご契約の明細」をご確認ください。</p> <p>(4) 本信託の受益権については、いかなる場合にも、他人に譲渡することや、質入れなど担保に供することはできません。</p> <p>(5) まかせる支払機能(目的内随時型)の請求について、当行(受託者)は、提出された領収書等の真正さおよび内容の真実性もしくは払戻しされた信託金が委託者のために使われたものか等を確認、調査する義務は負いません。そのため、当行(受託者)が規定に基づき信託財産のお支払いの請求に応じたことにより、委託者およびその他の第三者に損害が生じた場合、当行(受託者)は、故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。また、手続代理人によるお受取金の利用には、税理士等に税務上の取り扱いのご確認が必要になる場合もあります。</p> <p>(6) 任意後見制度をご利用の場合で、委託者の任意後見人が受託者の当行(受託者)に対して手続きをお申し出いただく場合、手続代理人とは異なり、委託者の任意後見人として、一時払い、ねんきん受取機能、防犯あんしん機能をご利用いただけます。なお、委託者が締結した任意後見契約の内容により、ご利用いただける機能や中途解約等の取扱いが異なります。</p> <p>(7) 法定後見制度をご利用の場合で、家庭裁判所によって選ばれた委託者の成年後見人が当行(受託者)に対して手続きをお申し出いただく場合、ご請求に基づく支払い、または中途解約等に応じる</p>

22	反社会的勢力との取引拒絶	<p>こととなります。</p> <p>(8) 委託者が死亡した場合には、本信託は相続手続きの対象となります。</p> <p>(9) 公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。</p> <p>(10) 当行(受託者)所定の審査により受託できない場合があります。</p>
22	反社会的勢力との取引拒絶	<p>当行(受託者)は、次の(1)から(4)の一つにでも該当し、お取引の開始および継続することが不適切である場合には、お申込みの謝絶、または本信託の全部の解約ができます。</p> <p>(1) 委託者が信託申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>(2) 委託者、受益者、手続代理人、同意者、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ④ 暴力団準構成員 ⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 総会屋 ⑦ 社会運動等標ぼうゴロ ⑧ 特殊知能暴力集団 ⑨ その他これらに準ずる者 ⑩ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること ⑪ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ⑫ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること ⑬ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること ⑭ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること ⑮ 親会社、子会社(いずれも会社法の定義による、以下同じ。)または自らが契約当事者となっている契約等の履行のために再委託する第三者が前号の⑩～⑭に該当すること ⑯ 前記①～⑨に該当する者の親・子等でその活動に少しでも関与している者 <p>(3) 委託者、受益者、手続代理人、同意者、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行(受託者)の信用を毀損し、または当行(受託者)の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 <p>(4) 本信託がマネー・ローダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>
23	受託者の商号 本店所在地	株式会社足利銀行 〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4丁目1-25
24	指定紛争解決 機関	一般社団法人信託協会信託相談所 (一般電話から) 0120-817-335 (携帯電話から) 03-6206-3988

大切な相談が
ここにあります。

〈あしぎん〉



あしぎん 財産管理信託 |  SEARCH

詳しくはお近くの店舗、またはホームページまで